

(案)

令和6年1月15日

新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一 様

新潟市水道事業経営審議会
会長 佐伯 竜彦

水道事業を後世に引き継ぐための水道料金の改定について(答申)

令和5年10月13日付け新水経管第246号により諮問のあった標記の件について審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 答申の内容 別紙「答申書」

答 申 書 (案)

令和6年1月15日

新潟市水道事業経営審議会

1. はじめに

新潟市の水道事業は、平成 13 年 4 月から 22 年以上もの間、実質的な料金値上げを行わず、計画的な事業運営、施設の効率的再編・統廃合及び職員数の削減などによる自助努力により健全経営を行ってきました。

しかし現在、多くの浄配水施設や管路施設が更新時期を迎え、また激甚化・頻発化する災害への対応として耐震化等の推進も急務となっています。

更に、近年の社会・経済情勢の変化による物価の急騰により多額の費用が必要となる一方で、加速する人口減少や節水器具の普及による水道料金収入の減少から、健全な水道事業経営が難しい状況となっています。

今後、老朽施設の更新及び耐震化等の計画的推進や、安定給水を継続していくために必要となる財源の確保など、新潟市水道事業を後世に引き継ぐために、多角的な視点から審議を行った結果として、以下のとおり水道料金の改定について答申します。

2. 答申内容

- (1) 増額改定を実施
- (2) 改定時期は令和 6 年 10 月とする。
- (3) 料金算定期間は 3.5 年とする。
(令和 6 年 10 月から令和 10 年 3 月)
- (4) 資金残高は 25 億円を確保する。
- (5) 企業債充当率は 45%をベースとする。
- (6) 改定率は 29%を基本とする。
- (7) 料金体系は基本的に現行の料金体系を継続する。
ただし、口径 20mm メーターについては家庭用としての配慮を行う。

3. 審議内容

(1) 料金改定の必要性

水道事業は、固定費が大部分を占める装置産業であり、このための浄配水施設及び管路施設の整備や更新・耐震化には多額の費用を要する。

一方で、近年の人口減少や節水器具の普及による水需要の減少、急激に変化する社会・経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、現在の料金水準を維持した場合、令和7年度には資金不足に陥ることが想定される。

安心・安全なおいしい水道水の供給を後世に引き継ぐために、今回の料金改定が必要と判断する。

(2) 料金改定の時期

社会・経済情勢の変化による物価の高騰等もあり、市民生活や企業活動への影響を考慮する必要があるが、令和7年度には資金不足が見込まれる状況であるため、早期の改定が必要である。

よって、水道使用者への十分な周知期間も考慮し、令和6年10月改定が適当であると判断する。

また、改定時期を遅らせることにより、改定率がさらに高くなる恐れも考慮するものである。

(3) 料金算定期間

料金算定期間を長期とした場合、経済状況の変化や水需要の動向などが、より不確実なものとなってくる。

よって、厚生労働省からの通知などにある「3年から5年を基準に設定することが妥当である」を参考とし、改定率を比較的低く抑えることができる、令和6年10月から令和10年3月までの3年6ヶ月が料金算定期間として適当であると判断する。

(4) 資金残高

直近5年間の実績から、料金の改定率を低く抑え、市民生活への影響を最小限に留めるために、最低限度の支払資金として、25億円の確保が必要と判断する。

(5) 企業債

今回の検討に際しては、建設改良費に対する企業債の充当率をこれまでの実績と同等の45%とするが、将来的に水需要の減少が予測される中、多額の企業債に依存するような経営は好ましくない。

健全な水道事業を後世に引き継ぐためにも、料金改定後の損益の状況を考慮しながら、長期的には企業債残高を縮減することが好ましいと考える。

(6) 料金改定率

今後の有収水量の動向と必要となる事業費、料金改定の時期や企業債充当率から、料金算定期間における資金残高確保のために必要となる料金改定率は、29%を基本とすることが適当と判断する。

なお、水道使用者への負担を極力抑えるために更なる精査、検討を進める必要がある。

また料金算定期間内の動向を踏まえ、今後も料金改定について検証を行う必要があることを、適切に水道使用者へお知らせする必要がある。

(7) 料金体系

現行の料金体系は、公益社団法人日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」に沿った内容であり、負担の公平性も確保されている。

よって、現行の料金体系を基本的に維持することが適当であると判断する。

ただし、口径16mmメーターの基本料金については、当初計画の激変緩和措置である50%減額の状態を22年継続していることから、段階的な調整を終了してよいものとする。

また、口径20mmメーターの従量料金については、近年の使用実態や他都市の料金設定などから、家庭用としての配慮が必要と考える。

4. 附帯意見

- (1) 水道事業の現状（老朽化の状況、財政状況など）や料金改定の必要性について、水道使用者がしっかりと理解できるよう、わかりやすく、きめ細かな説明を行うとともに、多様な媒体（ホームページ、広報紙など）を用いて改定内容を事前に周知すること。
- (2) 水道使用者の料金負担を少しでも軽減するため、引き続き、更なる経費節減と費用対効果が見込まれる官民連携手法、新たな収入の確保策を検討するなど、可能な限り改定率の抑制に努めること。
- (3) 人口減少や節水器具の普及などにより、今後も料金収入の増加は期待できず厳しい経営環境が続くと考えられる。
将来にわたり、安心して安全、強靱な水道事業を持続していくためには、給水人口の動向や社会・経済情勢を注視し、水道料金が適正であるか定期的に検証する機会を設けることが望まれる。
- (4) 口径 16 mmメーターについては、基本料金激変緩和措置を取りやめることにより、当該口径の利用者に対し、改定率が比較的大きくなることを、適切に説明し、理解していただくこと。
- (5) 水道事業は市民生活に欠かすことのできないライフラインであるため、今後も適切な資産管理を行い、新・新潟市水道事業中長期経営計画や、新潟市水道施設整備長期構想 2020 に基づいた計画的な事業運営により、安心・安全なおいしい水道水の供給を後世に引き継ぐよう努めること。

5. 一般用料金表（案）

口径	基本料金	従量料金					
		10m ³ まで	10m ³ ～ 30m ³	30m ³ ～ 50m ³	50m ³ ～ 100m ³	100m ³ ～ 300m ³	300m ³ ～
13mm	1,180円	1 m ³ につき 46円					
16mm	1,790円						
20mm	2,790円						
25mm	4,360円	1 m ³ につき 113円	1 m ³ につき 130円	1 m ³ につき 139円	1 m ³ につき 161円	1 m ³ につき 187円	1 m ³ につき 218円
30mm	6,280円						
40mm	11,170円						
50mm	17,460円						
75mm	39,280円						
100mm	69,820円						
150mm	157,100円						
200mm	279,290円						

6. その他

(1) 委員名簿

※会長・副会長以下 50音順

	氏 名	肩 書
会 長	佐伯 竜彦	新潟大学 工学部 教授
副会長	山下 功	新潟国際情報大学 経営情報学部 准教授
委 員	内山 智絵	内山会計事務所 公認会計士
委 員	小倉 愛未	公募委員
委 員	唐橋 浩輔	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社 常務取締役
委 員	澤栗 裕美	公募委員
委 員	廣井 愛子	新潟商工会議所 女性会 理事
委 員	宮田 義範	公益社団法人 日本水道協会 調査部調査課長
委 員	山田 健	北陸瓦斯株式会社 企画部次長
委 員	山田 玲子	新潟市消費者協会 副会長

(2) 審議経過

開催日	審議内容等
令和5年10月13日	【基本事項について検討】 ① 水道料金改定の検討 ② 水道料金のしくみ ③ 施設更新の需要と投資規模 ④ 今後の水道料金の改定
令和5年11月14日	【料金改定規模について検討】 ① 料金改定規模（平均改定率）（案） ② 日本水道協会「水道料金算定要領」に基づく試算結果
令和5年12月8日	【料金表について検討】 ① 料金表作成の基本的な考え方 ② 料金表案の確認
令和6年1月12日	【答申内容について検討】 ① 答申書案の確認
令和6年1月15日	【新潟市水道事業管理者へ答申】